

安全報告書

2019年



Manyosen

万葉線株式会社

1. はじめに

この安全報告書は、鉄道事業法及び軌道法第26条において準用する鉄道事業法第19条の4に基づき、当社の輸送安全確保における前年度の実績や本年度の実施計画により作成、公表することによって、輸送安全に対する考えを利用者の方々に知って頂くものであります。

2. ご利用のお客様、地域の皆様へ

弊社の鉄軌道事業運営に対して、日頃のご利用、ご支援、ご協力賜っておりますことに深く感謝申し上げますとともに、昨年からの脱線事故などにより大変なご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。関係機関のご指導のもと、安全安心を最重点にハード・ソフト両面から社員一同取り組んでまいります。

さて、平成30年度の我が国経済は、夏に相次いだ自然災害により一時的に押し下げられたものの緩やかな回復が続き、北陸地域でも景気は緩やかに拡大しつつありますが、通商問題の動向、中国など海外経済の不確実性や人手不足が企業活動に与える影響などに留意する必要があると言われてしています。

地域鉄道を取り巻く環境は、少子高齢化やモータリゼーションの進展などに伴って極めて厳しい状況が続いています。

こうした中、弊社では、高岡、射水両市のご支援、「万葉線対策協議会」、「万葉線を愛する会」など支援団体の協力を得ながら、イベントや企画電車など積極的に事業展開した他、シニアおでかけ回数券や各種記念キップの発売、金曜シンデレラ便の運行、沿線企業お試し回数券の充実、定期券購入キャンペーンなど新たな企画にも取り組みました。

さらに、今後の設備改善を見据えた財務内容の強化を図るため、10月に運賃改定を実施し、2月には減資による累積欠損金の解消などにも努めたところです。

平成30年度は、国、県、高岡市、射水市の支援のもと軌道の重軌条化、踏切保安設備、電路設備の更新、米島変電所の更新、越ノ瀨駅待合室の整備、庄川・内川橋梁の部分改修に向けた計画策定などに取り組みました。

代表取締役社長 中村 正治

3. 輸送の安全確保に関する基本方針

輸送の安全確保を最優先させるため、社長をはじめ全社員の安全に係わる行動の規範として「綱領」に定め、常に意識し実践していきます。

綱領

- ① 安全の確保は輸送の生命である。
 - ② 規定の遵守は安全の基礎である。
 - ③ 執務の厳正は安全の要件である。
- ・人命救助を最優先に行動し、最も安全適切な処置をとる。(危険＝停止)
 - ・連絡、報告、打ち合わせを綿密に行い、情報を共有し透明性を確保する
 - ・常に問題意識を持ち、訓練と自己研鑽に励む。

4. 平成30年度の事故発生状況

重大事故 - - - 2件

- ・平成30年7月21日中新湊構内で発生した車両脱線事故
- ・平成31年1月30日新吉久停留場～能町口停留場間で発生した車両脱線事故
- ・六渡寺駅進入時の速度超過

自動車との接触事故は5件発生し、内2件は道路障害事故でした。弊社では、『譲る気持ちと待つゆとりある運転』を実践し接触事故の減少に努めた結果、昨年度より道路障害事故が3件減少しました。沿線の皆様には、交差点付近及び右折などで軌道敷内に進入する際は後方確認を行い軌道敷外で電車が通過するのを待って右折及び横断を開始するようお願いいたします。

輸送障害事故は13件発生し、昨年度より2件増加しました。9月には台風の影響により、計画運休を実施いたしました。お客様に大変ご迷惑をお掛けして申し訳ございませんでした。

※道路障害事故 - - - 踏切道以外の道路で車両が道路を通行する車両等と衝突し、又は接触し人の死傷を生じるおそれのある程度以上の衝撃を伴った衝突又は接触した事故

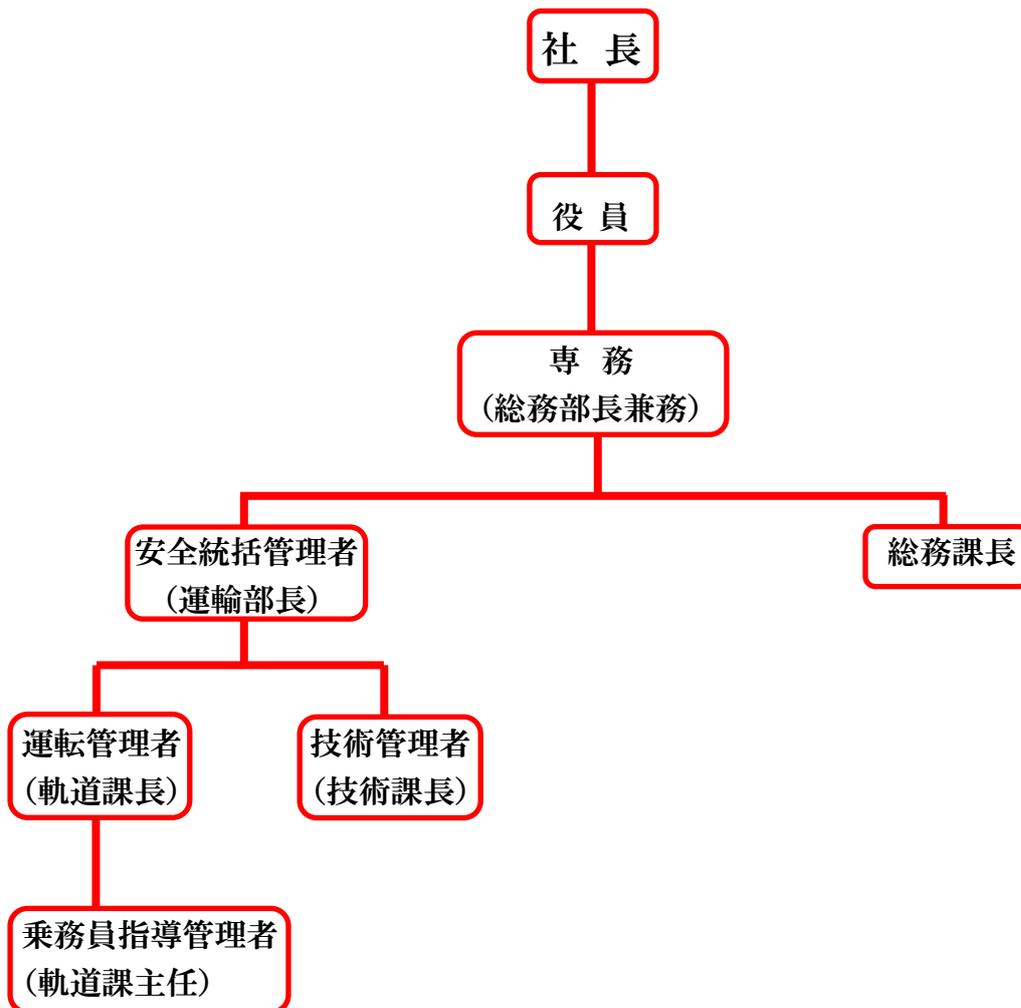
※輸送障害事故 - - - 車両の運転を休止したもの又は、30分以上の遅延を生じたもの

5. 安全管理体制

社長をトップとする安全管理組織を構築し運用しています。この組織の中で、安全統括管理者、運転管理者、乗務員指導管理者、技術管理者がそれぞれの責任を明確にして、現場実態を的確に把握し、傷害事故・運転事故の絶滅に取り組めます。

安全管理体制

社長をトップとする安全管理体制を構築し、各責任を明確にして、現場実態を的確に把握し、傷害事故、運転事故の絶滅に取り組むこととする。



| 役 職 | 役 割 |
|-------------------------|--|
| 社 長 | 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。 |
| 運 輸 部 長 (安全統括管理者) | 輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する。 |
| 総 務 部 長 | 輸送の安全確保に必要な設備投資、財務、要員に関する事項を統括管理する。 |
| 軌 道 課 長 (運転管理者) | 安全統括管理者の指導の下、電車の運行、運転士の資質の保持、その他運転に関する業務を統括管理する。 |
| 軌 道 課 主 任 (乗務員指導管理者) | 運転管理者の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。 |
| 技 術 課 長 (技術管理者) | 安全統括管理者の指導の下、施設、電気、車両に関する事項を統括管理する。 |
| 総 務 課 長 | 輸送の安全確保に必要な設備、財務、要員に関する事項を管理する。 |

6. 安全対策の実施状況

(1) 施設

- ・線路設備 重軌条化工事（中新湊～新町口）
- ・踏切保安設備 制御器の更新（新神楽川踏切、中新湊踏切）
- ・電路設備 電柱の更新（六渡寺構内、海王丸～東新湊）
- ・変電所設備 機器及び建屋の更新（米島変電所）
- ・車両検査 車両全般検査、低床車両の車輪交換
- ・橋梁詳細調査及び補修設計（庄川橋梁、内川橋梁）
- ・電子連動装置、新電源装置（高岡駅）
- ・待合室の整備（越ノ潟駅）
- ・脱線防止緊急対策（中新湊、六渡寺）

(2) 教育訓練及び社内での取り組み

- 4月 踏切安全指導（西新湊構内踏切において実施）
春の全国交通安全運動
- 5月 安全輸送サービス向上旬間
安全対策教育指導に関する技術研修会
事故防止会議（テーマに従いディスカッション）
- 7月 夏の交通安全県民運動
- 8月 安全輸送サービス向上旬間
事故防止会議（机上教習）
- 9月 秋の全国交通安全運動
全国路面軌道連絡協議会（運転部会研修）
- 10月 運転管理者・鉄道保安連絡会議（研修）
- 11月 全国路面軌道連絡協議会（電気部会研修）
- 12月 年末年始輸送安全総点検
事故防止会議（机上教習）



平成 31 年 2 月 公共交通機関テロ初動対処訓練（見学）
鉄軌道津波防災連絡会議（研修）

7. 令和元年度の実施計画

(1) 令和元年度の安全目標

- ・ 重大事故、人身事故ゼロ
- ・ 接触事故、輸送障害事故の抑制

(2) 令和元年度の施設整備計画

- ・ 線路設備 軌条工事（レール振替、越ノ潟）
脱線対策（レール交換、新吉久～吉久間2か所）
- ・ 信号保安設備 踏切保安設備（新神楽川踏切）
- ・ 電路設備 電柱の更新（米島口～能町口間）、碍子の交換
- ・ 橋梁補修 庄川橋梁、内川橋梁
- ・ 西新湊変電所の更新 変成機器、遮断装置、建屋の更新
- ・ 車両検査 重要部検査、台車検査、低床車両の車輪交換
- ・ その他 アスファルト補修、枕木交換

(3) 令和元年度の教育訓練及び社内での取り組み

4月 踏切安全指導



事故防止会議（机上教習）

5月 安全輸送サービス向上旬間、春の全国交通安全運動

7月 夏の交通安全県民運動

事故防止会議（実地教習）

8月 安全輸送サービス向上旬間

9月 秋の全国交通安全運動

運転管理者・鉄道保安連絡会議（研修）

全国路面軌道連絡協議会（土木部会研修）

10月 全国路面軌道連絡協議会（車両部会研修）

事故防止会議（実地訓練）

12月 年末年始輸送安全総点検

令和2年1月 事故防止会議（机上教習）

8. 沿線の皆様へお願い

- (1) お車を運転される方は、事故防止のため軌道敷内に入る際は、後方から電車が接近していないか必ずご確認ください。また、接近してきた場合には速やかに軌道敷外に出る等、電車の運行に支障を及ぼさないようにお願いします。**電車は急に止まれません。**
- (2) 線路内に入ることや無理な踏切横断は、大変危険です。踏切は、手前で一旦停止し、踏切内の安全を確かめ通行いただくよう御協力下さい。
- (3) 電車が停留場に停車している場合、お客様が乗降されます。付近を通過する時は、一旦停止又は徐行運転をお願いします。

※「道路交通法第21条及び第31条をお守りください。」

ドライバーの皆様へ
万葉線からのお願い

事故防止のため軌道敷内に入る際には必ず後方から来る電車の確認をお願いします。

ダメ!
路面電車の通行を妨げてはいけません。

ダメ!
軌道敷内を通行してはいけません。

OK

交通ルールとマナーを守ろう!

**お願いします
電車は急に止まれません!!**

道路交通法 第21条・第31条

1. 軌道敷内を通行してはならない。(危険防止のためやむを得ない場合を除き)
2. 路面電車の通行を妨げてはならない。
3. 後方から路面電車が接近してきたときは、速やかに軌道敷外へ出るか、路面電車から必要な距離を保たなければならない。
4. 路面電車に追いついたときは、乗客が乗降を終わり、若しくは乗客が横断し終わるまで後方で停車しなければならない。

◆万葉線株式会社 ◆万葉線対策協議会 ◆高岡警察署

**交通ルールの遵守と
正しい交通マナーを実践して
交通事故防止に努めよう!!**

**路面電車に関する
交通ルールと
正しい交通マナー**



1. 右折・Uターン・追い越し等で軌道敷内へ進入する時は、後方からの電車の確認と、十分な距離(電車は急に止まれません)があるか、安全を必ず確認してください。
2. 電車が接近している時は、電車が通過するまで白線の外側でお待ちください。
3. 電車乗降のお客様が道路を横断される際には、一旦停止でお客様の安全確保に、ご協力をお願いします。

◆万葉線株式会社 ◆万葉線対策協議会 ◆高岡警察署